

最高裁判所（第一小法廷） 令和●●年（○○）第●●号 更正の請求が出来る期間の起算日誤認
請求上告事件

国側当事者・国（中野税務署長）

令和3年9月30日棄却・確定

（控訴審・東京高等裁判所、令和●●年（○○）第●●号、令和3年5月13日判決、本資料27
1号-59・順号13561）

（第一審・東京地方裁判所、令和●●年（○○）第●●号、令和2年12月8日判決、本資料27
0号-132・順号13492）

決 定

| | |
|----------|-------|
| 上告人 | 甲 |
| 被上告人 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 上川 陽子 |
| 同指定代理人 | 竹内 新 |

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当し
ない。

令和3年9月30日

最高裁判所第一小法廷

裁判所裁判官 深山 卓也

裁判官 山口 厚

裁判官 安浪 亮介